

び自然科学の各分野における基礎と応用に関する研究の調和のとれた発展を念願する日本学術会議としては反対である。

2. 本会議は、かねてから科学の民主的で健全な発展のためには、これを指向する国の科学政策の基本を定めた科学研究基本法を制定すべきであることを強く主張してきた。もし、「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興に関する単行法を制定しようというのであれば、それに先立ち、上記科学研究基本法を制定すべきである。
3. 「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興のみを目的とする法律（しかも大学における研究は原則としてその対象に含まれていない）のために本来諸科学の調和のとれた発展を目的として立案された従来の科学技術基本法案を流用することには反対である。

このような法律は昭和37年5月の本会議の勧告の趣旨および昭和40年12月の科学技術会議の答申の精神から遠く離れ、それらの実現にとって有害な結果を生ずるおそれがあるからである。

7-32

庶発第1391号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣）

宇宙空間科学の推進計画実施について（申入れ）

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、昭和37年5月第36回総会の議に基づき、宇宙空間科学の推進計画実施に関する勧告を行ないました。以来その線に沿って宇宙空間科学における理学の研究がすすみ工学の進展が見られました。

一方最近において、実用を目的とした宇宙開発が強く推進される動きがありますが、宇宙空間科学を含めた宇宙開発の調和のとれた発展をはかるために、次のことを申し入れます。

宇宙空間科学の研究は、宇宙開発におけるもっとも基礎的な分野であるから、宇宙開発の全体計画の中で、その占める地位が重視されなければならない。とくに、宇宙空間科学の研究計画については、科学者の自主性と日本学術会議の意見が十分に尊重されるべきである。

なお、わが国の宇宙開発を進めるにあたっては、平和目的に限り、且つその成果を公開し、その原則に基づいて国際協力が推進されるべきである。

7-33

庶発第1392号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部および農林各大臣）

基礎育種学研究所（仮称）の設立について（勧告）

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年における、育種学の発展は、遺伝学、生理学、生態学、或いは形態学等の諸科学の発展に伴い、従来の面目を一新しようとしている。したがって今後の育種学の研究を飛躍的に発展させるためには、新たに研究所を設け、基礎的理論の追求を行うことが強く要望される。

よってわれわれはここに、別添資料の如き、全国科学者による共同研究所として、基礎育種学研究所の設立を勧告する。政府はその重要性にかんがみ速やかにその設置について配意されたい。

基礎育種学研究所（仮称）

設立案

経過

育種学研究連絡委員会内に設けられた育種学将来計画小委員会が検討を重ねて作成した育種学将来計画の中の「育種学研究所」設立案（第1次）について、育種研連で再検討して第2次案を作り、これについて日本育種学会、東京育種学談話会等の関係学会および育種関係試験場所において討論し、その意見によって第3次案が作られた。

その案について、第6期の生物科学将来計画小委員会が他の生物学関係の将来計画とともに検討した上で、長期研究計画調査委員会に提案し、その結果、第6期末に日本学術会議が政府に勧告した第1次5ヶ年計画の中に、今後5ヶ年のうちに政府に設立が勧告されると予想される研究所の1つとして育種学研究所が採りあげられた。

第7期になってから、この第3次案について国立遺伝学研究所ならびに農林省農林水産技術会議事務局の意見を求め、それぞれ内部の研究者によって検討された結果の資料を参照して修正したものについて、さらに育種学研連と遺伝学研連との合同委員会で検討して名称を基礎育種学研究所（仮称）と改め、その意見を加えて第4次案を作成した。

その案について1967年1月中に全国6ヶ所（札幌、仙台、東京、名古屋、京都、福岡）で公聴会を開いて各方面の意見をきき、その意見を加えて第5次案を作った。

第5次案について、生物科学将来計画小委員会でさらに数回の検討を重ね、とくに遺伝学研究所ならびに遺伝学研連の遺伝学将来計画との調整をはかり、一方植物学研連、動物学研連ならびに生物学関係各部（第4、6、7部）において解説されて、第6次案が作られた。

その後第6部では「基礎育種学研究所検討小委員会」を作つて農林省関係研究場所ならびに大学との関係について検討を重ねると共に、第6部会にて数回の討論を重ねて部門の構成等に修正を加えた。その間の意見をもとに作られたものが本案である。

第1章 設立の趣旨

1. 育種学とはどういう科学か

育種学とは生物改造に関する科学である。すなわち、生物進化の機作を人為的に制御し、その促進と方向性をもたらすための原理を追求する科学である。

その目的とするところは、あらゆる生物のもつ遺伝的素質を改良してその有用性を高めるとともに、人間に有用な新しい種を作りだすことにある。その対象とする生物は微生物から高等動物・植

物までを含み、取扱う目標は、それら生物の生産に関与するあらゆる性能である。

2 育種学と遺伝学との関係

育種学は、遺伝学の発達と手をたずさえて進んできたが、今日の遺伝学はすでに、基礎生物科学として、遺伝子と構造とその属性の研究ならびに細胞、個体、集団の各レベルにおける遺伝子の生物学的効果の探究に目覚して進歩を示し、いまや、生命の本質の追究に着々とその歩みを進めている。それに対し、育種学は、人間の利用し得る動植物が、生物体内の発育的要因と外界の環境要因との制約の下に、いかに遺伝質によって支配され、かついかにして形質を発現するかを明らかにして生物の生産能力を高めることを研究する科学である。従って今日の育種学は、単に遺伝学的な基礎だけではなく、生理学、生態学、病理学、生化学などの広い分野の生物科学の基礎の上に組み立てられることが必要となってきた。

このように育種学の現状は、遺伝学その他の関係諸科学の進歩を支柱としながら、さらに独自の領域を開拓せねばならぬ時期にたち到っているのである。しかも育種学の進歩が、遺伝学はもとより、一般生物科学の発展のためにも有力な基盤を提供することは疑いないところである。

3 農学における育種学の現在の地位

従来我国における農学の研究教育の体制、とくに生物学を中心とする分野の体制は産業別の対象生物ごとに編成されてきた。例えば大学（農学部）における育種学の研究教育については農学科の中に作物育種学がおかれ、畜産学科および養蚕学科の中で動物育種学が講ぜられ、また林学の中で、僅かの時間を割いて林木育種学が論ぜられてきた。現在もなお育種学に関する専門の講座または学科目が設けられてなく、作物学、畜産学、造林学等の中に含まれているところもある。一方産業に直結した育種技術は、その必要性からそれぞれの場において専門分野ごとに独自の発達を遂げている。そのため作物から林木、家畜、水産生物にわたる共通の育種学の理論を追究する場に欠けたまま現在に至った。

既述のように、遺伝学は日進月歩の進展を示しつつあるが、それは遺伝学が、生物全体に通ずる問題のとり上げ方に成功したためである。育種学も、生物全体の共通課題をとり上げて、それから各個の場合にふえんすることが、その健全な発達のために極めて肝要であることはいうをまたない。すなわち農学の各分割された分野に直結する育種学のみでなく農学の主要な構成要素としての基礎育種学を確立することこそ重要であると考えられる。

4 国の産業の育種学に対する要請

農、林、水、畜産業においては、その生産対象たる農作物、林、木、水産生物、家畜等のもつ遺伝的な生産能力を高めることが重要な意義をもっている。そのため実際の産業界からの育種技術に対する要請は強烈なものがある。その実例を二、三あげれば次のようである。

日本のニワトリの育種は、これまで、農林省および地方公共団体によって経営される畜産試験期関、種鶏場ならびに私企業としての種鶏業者と一部孵卵業者によって行なわれてきた。それらの規模はいずれも大きくななく、したがって努力が必ずしも報いられるとは限らなかった。そして現在では、日本のニワトリ育種業界は、数年前からはじまつたアメリカ雛の輸入によって、はなはだ困難な事情に当面するにいたった。我国に現在輸入されている米国産の実用びなの銘柄数は卵用種、肉用種を通じて 50 内外にのぼり、多くの種鶏孵卵業者のみならず、農業協同組合すらアメリカ雛の

配付業者に化さんとする傾向にある。しかも、この大きい困難の中にありながら、なお公共の育種機関や一部の種鶏業者は日本独自の種鶏育種事業を守るために育種研究者の助言を渴望しているのである。

我国の造林業もまた重要な転機にあることはその例に洩れるものではない。我国の林業は、広大な未開発の森林にめぐまれた米国、カナダ、ソ連などとは全く事情を異にする。日本の森林は、運命的に、多くの人為的干渉が加えられなければ、それを保持することができない。そしてその人為的干渉の最も基本的なものの1つは、林木の遺伝質の改良すなわち、林木育種である。現在、激増する木材需要に対し、国産材のみをもってしては、これをまかぬことができず、その多くを外材に依存せざるをえない状態にあるが、海外における生産地の資源その他の事情を考慮すると、長期にわたる相当量の輸入については必らずしも楽観を許さない。よって、国内生産の一段の振興が必要であるが、それにもかかわらず、ここ数年来、国産材の生産ならびに造林面積は若干減少の傾向にすらある。林業の生産効率を高め森林所有者の造林への意欲を燃えさせるものの一つは、材木育種の成果であろう。材木育種の研究は未だ極めて初期の段階にある。材木育種の急速な発展が切実に望まれている所以である。

ひるがえって、水産業界をみてみよう。日本は、世界屈指の水産国として、漁獲に関する技術は世界をリードしてきたが、「とる漁業」に対する「つくる漁業」への努力は最近開始されたばかりである。従って、淡水魚、ことに觀賞魚についての品種改良はすでに長年の歴史をもっているといえ、海洋動植物の育種学的研究は近年漸く考慮されるに至ったところである。しかも海洋動植物の育種学的研究は最も困難な分野に属する。なぜかといえば、海洋動植物の多くは、人間がその繁殖をコントロールできないからである。この大きい困難をいかに克服して、水産動植物の繁殖をはかり、更にその育種を行つか。それは、基礎育種理論その他の諸科学に基づく独創的な技術開発に待つ以外にないであろう。

以上は重要な問題の2、3を列記したが、農学の他のあらゆる分野も程度の差こそあれ、同種の問題を内蔵している。米麦と蚕の育種は、さらに飛躍的な向上のために新しい育種技術の開発がまた園芸作物、果樹、飼料作物ならびに家畜家禽においては、育種技術の急速な発展が望まれる。

5. 我国の育種学の国際的役割

周知のように、地球上の人口増加に対する食糧資源の確保増産をいかにして解決すべきかを課題として、農業面ではFAOの提唱による飢餓解放(Freedoms from Hunger)の運動が国際的に進められ、さらに最近では生物学界においてもいわゆるI.B.P(International Biological Programme)が論議されているが、このProgrammeにおける育種の役割は極めて大きい。我国も、国際協力の趣旨によって、このプログラムに参加しているが、この協力を有効にするためには我国における育種学研究を強力にすることが大切である。我国の育種学は、從来も、特定の部門、たとえば細胞遺伝学においては、国際的に卓越した業績を上げ、またイネやカイコの育種においては指導的立場にあったことは自他ともに認めるところである。しかしながら、戦後における新しい研究の進展は国際的に目覚ましいものがあり、この際一層の努力が要求されている。

欧洲大陸には、所在数ヶ国によって組織されたヨーロッパ育種会議(Eucarpia)が十数年前

より発足し、欧洲圏内の国際協力による進歩がはかられている。アジア地域でも 1966 年の太平洋学術会議の機会にアジア育種学会議（SABRAO）の設立準備委員会がもたれて、現在関係諸国の協力のもとに設立準備がすすめられている。

これらの国際協力組織は、いずれ将来においては統合されて、世界育種学会議のようなものに発展するであろうけれども、現在のアジアはその地域内諸国の大半が低開発国であり、しかも主要作物、たとえば、イネ、ココヤシ、ゴムその他各種熱帯植物の生産の一層の増加によって激増する人口を養い、経済安定をはからねばならない。アジア育種学会議の発足に際し、日本に期待されるものの大きいことは疑うべくもないであろう。日本が、アジア各国の要望にこたえ、育種学において指導的役割を果すためには、基礎的な育種学の我国における発達こそ肝要である。

6. 一般生物科学に対する育種学研究の寄与

育種学研究の目指すところのものは、生物の複雑な機作による物質生産に対する遺伝学的立場からの解明である。したがって、生物の発育ならびに器官形成と環境要因の関係の遺伝学的追究を使命とするが、これらの研究の推進は、他の農学分野はもとより一般生物科学にも貢献するところの少なからぬことが期待される。すなわち、動植物の同化代謝、形質分化、生体の自己調節、生物の集団行動などの基礎生物科学の研究に極めて有力な寄与をすることができることは疑うべくもないものである。

7. 基礎育種学研究所設立の必要性

以上述べてきたところから明らかなように、現在我国において、総合的科学としての育種学を確立することは生物科学の応用による社会福祉の増進上、極めて有意義であり、産業界の実情を省みるとき、緊急を要することである。従来、我国には、基礎的な立場に立つ理論育種学者が少なかった。これは、我国の育種学が、米麦とカイコを中心として発達してきた結果であって、大学における育種学の教育は、その大多数が米麦などの自花授精植物と、カイコについて与えられ、基礎育種学的な思考方法に対する関心は甚だうすかった。

このような従来の傾向を打破し、育種学の健全な発達をはかるためには、大学の育種学講座を拡充することが肝要であるが、それと平行的に育種学の基礎理論の研究と、未発達の領域の開拓ならびに、他の生物学分野との境界領域の開発を強力に行ひ得るような総合研究所の設立が切望される。この研究所では、一般育種学原理を追究するとともに、独創的な育種学研究を遂行して、大学における育種学教育の振興に役立たしめ、また専門的な各育種試験研究機関に協力して、実際の育種事業に助力すると共に、広く世界の育種学発達にも寄与しようとする。このような重大な役割を果すためには、有能な人材を農学の分野のみならず、広く理学および医学方面よりも多数に集め得、かつ、各機関の研究者が効果的に利用できるような研究所をつくることが必要である。すなわち、同学研究者の共同的活動によって、研究が強く促進されるような組織をもった研究所の設立が要望される。

8. 諸外国における育種学研究所の状況

欧洲の主要諸国では育種学の研究・教育のために、遺伝学研究所とは別に独立の育種学研究所をもつ所が多い。しかし、その性格や内容は国によっていろいろである。

例えば、イギリスのケンブリッジ大学附置の植物育種学研究所では育種学的理論研究と同時に一

部では実際の育種事業をも行なっている。オランダでは対象生物ごとにいくつかの育種学研究所をもっているが、それらの研究所では育種学の理論研究と育種技術の基礎的研究が行なわれており、実際の育種事業は民間にまかされている。西ドイツのケルン市にあるマックス・プランク植物育種学研究所は専ら育種学の理論的研究を行っており、その性格は比較的にここで企図されている基礎育種学研究所に似ている。ロシアでは農学アカデミーの下にある農業生物遺伝学研究所が育種学研究所に相当するものようである。

米国では育種学の研究教育体制がわが国と著しく異なっており、各州立大学農学部にある育種学科または類似の学科において基礎から応用までの研究と実際の育種事業とが行なわれている。

第 2 章 基礎育種研究所の目標

本研究所は、前章の設立の趣旨に則り、動・植物に通ずる包括的原理としての育種学を確立して大学の研究・教育体系の改善に資するとともに研究者の養成を主たる目標とするが、それを更に具体的に記すと次のようになる。

すなわち

本研究所の第一の目標は、独創的な研究活動を行って、育種学における理論の発展ならびに新領域の開拓にあたり、もって世界の育種学の進歩に寄与することしておく。その方策としては、育種学の基本的な命題、すなわち、生産力とは何かを動植物の共通的属性である複雑な体制分化と、環境に対する適応的反応性の両者の函数と考え、それらの由来するところを一方には形態、発育、生理、生態ならびに生化学的基礎でとらえ、他方には、数理学的ならびに統計学的に理論づけすることを考えている。

第二の目標は、他の育種試験研究機関の新しい育種技術領域の研究に協力しようとすることがある。たとえば、育種学的取扱いが極めて困難で、従って研究の甚だしく遅れている林木や海産大型動物の育種についての理論的研究をすすめる。

第三の目標は、我国の大学等における教育の向上および研究の促進を期し、また、国・公共団体等の各種育種機関の研究者に、研究施設および研究所における学術活動を広く開放しようとするにある。この目的的ためには、研究所の共同利用的性格を高め、有効な共同研究を活発に遂行するとともに、育種学に関連する研究者の討論ならびに研修の場を提供することを期す。

以上の外本研究所は、国内外に対する広報活動を行う予定である。すなわち、国内研究者に対しては、文献センターを整備して要望に応じて情報を流し、国外に対しては、育種学に関する新鮮な知識の国際的交換をはかろうとする。

第 3 章 基礎育種学研究所と他の類縁研究機関との関係

1. 基礎育種学研究所と大学との関係

大学における育種学は、先に述べたように各論的傾向が概して強く、対象別にそれぞれ異なる専門学科に所属してきたが、将来においては、農業生物学の一分科としての「一般育種学」と、特定の生物を対象とし従って特定の講座又は学科に所属する「各論育種学」とに分化することが期待される。したがって、大学における育種学講座は早急に拡充する必要があるが、しかし、それら講座を担当すべき教職員の数は現状において必ずしも充分ではない。さらに将来は大学においても、同一の目標について異なる角度からたがいて検討し、協力し得るような多数の専門研究者をもつ育種

学科のようなものを設ける必要があるが、現状では早急にその実現をはかることはできない。科学的研究の飛躍的進歩をはかるために、新しい境界領域の開拓が重要な役割をはたすことはいうをまたないが、このような開拓は、現状では総合的な研究所にのみ期待できる。

かくてここに設立されるべき育種学研究所は、未開発領域にその研究を進めながら、隨時、国公私立の大学教職員に研究又は研修の場を提供し、また、諸大学の求めに応じて、専門分野における協力をを行わねばならない。このためには、本研究所は関係諸大学の共同（利用）研究所の性格をもつべきである。本研究所は、研究の自主性を尊重しつつ、広く関係大学の教職員および大学院学生を受入れるようにしなければならない。

2. 基礎育種学研究所と遺伝学研究所ならびに基礎生物学研究所との関係

国立遺伝学研究所は、当初、基礎と応用との両面立てで出発するように計画されたが、諸種の事情により、基礎部門に重点がおかれた。その上近年における遺伝学の飛躍的進歩に伴い、基礎的場面の拡充に主力が注がれざるを得なくなった。したがって同研究所においては、現在は応用遺伝部の一部において育種に関する基礎的研究を行なっているにすぎないために、育種学の発展のために極めて不充分の状態にある。従って、基礎育種学研究所が設立されたあつきには、この分野の研究を育種研にゆだねることによって、育種学が大いに発展するものと期待されている。

しかし、両研究所の研究内容は極めて密接な関連をもつてゐるので、基礎育種学研究所の設立に当っては両者が緊密な連絡を保つて研究活動を進めていくように計画されねばならない。

また、すでに述べたように新しい育種学の発展に必要な研究事項は生理、生態、生化学等の、現在設立が予定されている基礎生物学研究所の研究内容と関連をもつものも多い。従って基礎育種学研究所の基礎生物学研究所との間の連絡も密接であるよう配慮されねばならない。

3. 基礎育種学研究所と他の国立試験研究機関との関係

農林省所属の農業技術研究所、園芸試験場、畜産試験場、林業試験場、蚕糸試験場、その他の育種関係の試験研究機関は、本来産業省の行政目的に応じて、それぞれの対象動植物に関する育種事業および研究を行っている。従って、理論の追究を目標とする基礎育種学の研究は概して行いがたい。基礎育種学研究所は、育種学理論の追究を本来の使命とするものであるから、創設の暁は、上記の各試験研究機関のよき同僚機関として、相携え相扶けて、我国の育種学および育種技術の進歩に大きい貢献をなすことが期待される。

基礎育種学研究所は、実際の品種育成は行わない。従ってもしその研究材料の中に、実用的に価値あるものを見出すような場合には、それらは直ちに専門の育種機関に委譲されることを本来とする。

勿論、育種の現場機関として、また育種技術開発の基礎研究のために各省の育種関係試験研究機関がさらに充実されることは、育種学全体の発展のために極めて必要なことである。

4. 基礎育種学研究所と公私立研究機関との関係

本研究所は、公立ならびに私立の試験研究機関からも研修生をうけいれる。またそれらの機関に研究上の便を与えることができるようにする必要である。

第 4 章 基礎育種学研究所の組織と運営

1. 組織と運営のための基本方針

本研究所はその目標に示したように、育種学理論の確立、育種学における新領域の独創的な開拓、強力な共同研究の推進による焦眉の課題の解決ならびに育種学および育種技術研究者の間および他の分野の研究者との知識の交流、相互討論および研修による専門部門間の関連を深め、総合的成果をあげることを目指している。これらの目的を達成するために必要な組織と運営の条件は次のようにある。

- (1) 基礎育種学研究のためには、対象生物を特定化しない一般理論的育種学部門を多くする必要がある。
- (2) 基礎的な研究と同時に、国・公・私立の各大学ならびに育種試験研究機関との協力研究を容易ならしめるために、流動的部門を作る必要がある。その為には 10 部門中の 3 部門を割いて、対象生物群別部門とすることが望ましい。
- (3) 近年における生物学を含む一般科学の急速な進歩に応じて育種学研究が健全に発達するためには、上記 3 部門のみならず、全部門を通じて流動的性格をもたせると同時に、基礎生物学その他異なる専門分野からの研究者の参加を求めることが肝要である。
- (4) 広く、一般の育種学者および育種技術者による共同研究および利用をはかるためには、漸次研究所の施設を整備拡充すると同時に、受入れ体制、特に流動研究費制度および大学院学生等の収容に関する制度を研究所自体の中に設ける必要がある。
- (5) 共同利用の運営を円滑にし、研究所内、外の研究者の連絡を密にするための組織と運営の方法が必要である。

組織案は次のようにある。

基礎育種学研究所組織一覧

部 門	配 置 定 員					研究分担事項
	教 授	助 教 授	助 手	技 官	雇 員	
I 所 長	1	0	0	0	0	
II 研究部門						
A 人為選択	生産形質発見の機作と人為選択の研究					
第1部門(計数育種)	1	1	2	2	4	育種に関する数理統計学的研究
第2部門(生態育種)	1	1	2	2	4	環境と形質発現、適応性の機作、選択、環境等に関する研究
第3部門(発育育種)	1	1	2	2	4	植物の生産形質の分化・形成、発育に関する育種学的研究
第4部門(組織培養)	1	1	2	2	4	人工培養組織による生合成と組織細胞の能力の改良
B 変異誘発	新しい変異誘発法の発見ならびに変異の定方向化に関する基礎的研究					
第5部門(生化学)	1	1	2	2	4	形転換・米素交雑、DNAの合成、注入等の新しい変異制御の研究
第6部門(突然変異)	1	1	2	2	4	放射線・化学薬品等による誘発突然変異の定方向化の研究
第7部門(染色体)	1	1	2	2	4	人為による染色体の切断・転座・置換などの染色体工学の確立とこれによる変異の制御
C プロジェクト研究	緊急を要する研究問題を対象に、大学および他の研究機関の研究者が比較的長期(A … 3~5年)またはやや短期(B … 1~2年)間滞在して行なう交流研究					
第8部門(動物) A※	1	1	2	2	4	家畜、家禽などの育種学的研究

部 門	配 置 定 員					研究分担事項
	教 授	助 教 授	助 手	技 官	雇 員	
B※※	0	0	2	2	4	
第9部門(植物)A※	1	1	2	2	4	林木などの育種学的研究
B※※	0	0	2	2	4	
資源 A※	1	1	2	2	4	水産生物、微生物などの育種学的研究
第10部門(生物)B※※	0	0	2	2	4	
以上10部門 計	11	10	26	26	52	

※ その研究テーマを固定させず、大学関係及び各種育種研究機関に対する協力研究が行なえるよう、流動的性格をもたせる。

※※ Bは客員研究室であって、外部の研究者が隨時滞在して研究が行なえるよう、研究施設、研究補助員及び研究費を用意する。

III 事務部門

	事務長	係 長	事務官	技 官	雇 員	
(1) 庶務係		1	2		2	庶務
(2) 会計係		1	2			会計
(3) 研究管理係	1	1	2	4	8	一般研究施設、圃場管理、動植物飼育栽培
(4) 図書広報係		2	4	4	2	図書文献管理、情報交換広報事務
計	1	5	10	8	12	

以上のはか、流動研究員制度、および大学院学生の収容制度を設ける。これは文部省の流動研究員および奨励研究員制度に準じ、研究所において、滞在費および研究費または手当等を用意する。収容する大学院学生は30名以内とする。

なお、共同利用の運営を円滑にするために、研究所の内外より選ばれた若干名の委員で構成する共同利用運営委員会を設ける。

その他の運営に関しては学術会議の勧告にもとづく各種の共同利用研究所の運営に準ずるものとする。

第 5 章 基礎育種学研究所設立の年次計画

年 次	1	2	3	4	5	合 計
① 設立計画						
所長	1					1
事務部数	1					1
研究部門数	2	2	2	2	2	10
② 予算						
建 物 1)	16,600	11,400	13,700	8,250	8,300	58,250(万円)
創 設 費 2)	10,400	7,800	7,800	5,200	5,200	36,400

年 次	1	2	3	4	5	合 計
施 設 費 3)	3,320	9,400	3,800	4,400	10,600	31,520
合 計	30,320	28,600	25,300	17,850	24,100	126,170
③ 人 員						
教 授	3	2	2	2	2	11(人)
助 教	2	2	2	2	2	10
助 手	6	6	6	4	4	26
事 務 官	16					16
技 官	14	6	6	4	4	34
雇 員	24	12	12	8	8	64
合 計						161

1) 建物の予算および年次計画

a) 本 館

室 名	坪当り単価	1 室面 積	室 数	予 算	年 次
所 長 室	15万円	66m ²	1	300万円	1
研 究 室	15 "	500 "	13	29,250 "	1~5
電子計算機室	20 "	330 "	1	1,000 "	5
放射線実験室	15 "	500 "	1	2,250 "	4
組織培養実験室	20 "	100 "	1	600 "	2
低 温 実 験 室	30 "	33 "	1	300 "	2
超 遠 心 室	15 "	33 "	1	150 "	2
電子顕微鏡室	15 "	100 "	1	450 "	3
資料展示室	10 "	100 "	1	300 "	5
図 書 室	15 "	150 "	1	750 "	1
講 堂	10 "	150 "	1	500 "	3
事 務 室	15 "	500 "	1	2,250 "	1
会 議 室	10 "	66 "	1	200 "	1
計		8,628 m ²	25	38,300万円	

b) 附 属 建 物

建 物 名	面 積	数 量	予 算	年 次
職 員 宿 舎	50 m ²	50	6,000万円	1~5
独身者及流動研究員宿舎	750 "	1	2,500 "	1~5
温 室 及 ガ ラ ス 室	200 "	4	2,000 "	1
網 室	200 "	1	300 "	2
圃 场 調 查 室	100 "	1	300 "	1
動 物 飼 育 舎	300 "	1	1,200 "	1
水 産 生 物 飼 育 舎	300 "	1	1,500 "	2

建 物 名	面 積	数 量	予 算 年	次
家 禽 飼 育 舎	6 0 0 m ²	1	1,000万円	5
臨 海 実 驗 施 設	1,000 "	1	4,500 "	3
実 驗 林 管 理 舎	1 0 0 "	1	300 "	2
車 庫	6 6 "	1	200 "	1
農 機 具 格 納 庫	5 0 "	1	150 "	1
計	6 7 6 6 "	6 4	19,950万円	

建 物 合 計 面 積: 15.394 m² 予 算: 58,250万円

2) 創設費は1部門あたり2000万円×1.3とした。

3) 附属施設の予算および年次計画

施 設 名 (内 訳)	予 算 年	次
実 驗 園 場(10 ha)	3,000万円	1
実 驗 林(20 ha)	600 "	2
環境調節装置(ファイトロン・ズートロン・短日圃場等、組織培養用環境調節機具等)	10,000 "	2, 3
特殊顕微鏡類(電子顕微鏡、紫外線顕微鏡等)	1,200 "	3, 4
分析器機(顕微分光光度計・超遠心機・自動アミノ酸分析装置・自動NHC分析装置等ガスクロマトグラフィー等)	4,500 "	2, 3, 4
放射線実験器機(X線照射装置・ガンマー線照射装置・カウンター類・廃液処理施設等)	1,600 "	4, 5
電 子 計 算 機	10,000 "	5
圃場作業・調査器機(トラクター類・乗用車・トラック等)	620 "	1, 2
計	31,520万円	

4) 以上の他に運営費として5ヶ年間に次の予算が必要である。

1 部門 1年あたり

部門(1)～(7)および8A～10A

$$750\text{万円} \times 1.3 = 975\text{万円}$$

部門 8B～10B

$$450\text{万円} \times 1.3 + 100\text{万円} \times 2\text{人}(\text{流動研究員経費}) = 785\text{万円}$$

年次	1	2	3	4	5	合 計
----	---	---	---	---	---	-----

運営費	2,735	5,470	8,205	10,155	12,105	38,670万円
-----	-------	-------	-------	--------	--------	----------

5) なお、本研究所には将来、育種学研究の必要に応じ共同利用施設を逐次設置してゆく。